

緊急小口資金（特例貸付）のご案内

令和2年3月19日
秋田県社会福祉協議会

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、緊急かつ一時的に
収入が減少した世帯に対して、当座の生活費を貸付いたします。

貸付金額 10万円以内

- ただし、次の場合は20万円以内とする
 - (1)世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
 - (2)世帯員に要介護者がいるとき。
 - (3)世帯員が4人以上いるとき。
 - (4)世帯員に①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休校した小学校等に通う子。
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子。
 - (5)世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。
 - (6)その他、特に資金の貸付需要があると認められるとき。
 - 利子 無利子
 - 据置期間 貸付の日から1年以内
 - 返済期間 据置期間後、2年以内
 - 連帯保証人 不要
- ※ただし、返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年5.0%の延滞利子が発生します。

■貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）
なお、運転資金・設備資金は、貸付対象外です。

■申込み先

お住いの市町村社会福祉協議会

■申込みに際して必要なもの

- ①ご本人の確認が確認できるもの
（住民票、健康保険証、運転免許証、源泉徴収票、預金通帳など）
- ②印鑑(実印)
- ③減収等を確認できる書類（給与明細、通帳、帳簿書類等）

■貸付金の送金

市町村社会福祉協議会から届いた借入申込書等を秋田県社会福祉協議会で審査した後、指定の金融機関・口座に振込みます。（送金まで5日程度かかります）
ただし、要件に該当しない場合、減額または貸付を行わないことがあります。

～ご相談・お申込みは、お住いの市町村社会福祉協議会へ～